

山田町町営建設工事監督規程

昭和60年3月30日訓令第4号

改正

平成19年3月30日訓令第6号

令和6年8月23日訓令第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、請負による町営の建設工事（以下「工事」という。）の監督に関し必要な事項を定めるものとする。

(監督)

第2条 工事の監督は、工事ごとに当該工事の契約担当者から監督を命ぜられた職員（以下「監督職員」という。）が行う。

2 監督職員は、工事に関する設計書、仕様書及び図面（以下「契約図書」という。）により、確実に工事を完成するよう指導監督を行わなければならない。

(工事着手前の措置)

第3条 監督職員は、工事請負人から工事工程表が提出されたときは、契約図書に基づき当該工事請負人と詳細な打合せを行い、契約担当者の承認を得てから工事に着手させなければならない。

(丁張又は遣方の設置)

第4条 監督職員は、丁張又は遣方の設置に立ち会わなければならない。監督職員の都合によりその設置に立会いをしないときは、後日検査を行った後でなければ、当該部分の工事に着手させてはならない。

(測量杭、丁張、遣方の保存)

第5条 中心杭及び基準杭を移設するときは、監督職員が自ら行うものとし、重要な丁張、遣方及び測量杭は工事中適当な保護を加え、工事の完成検査が終わるまで保存させなければならない。

(記録)

第6条 監督職員は、工事の作業実績を把握し、工事工程表に対比してその進ちよく状況を明らかにし、作業種別、就労人員、使用工事資材、指示事項その他技術上必要な事項を記録及び整理しなければならない。

2 水中又は地下に埋設する工事及び完成後外面から明視することがで

きない工事で、その主要なものについては、前項のほか写真により工事の経過、使用工事資材、その他工事の完成検査の際参考となる事項を記録しておかなければならない。

(工事実施不可能の処置)

第7条 監督職員は、契約図書のとおり工事を施行することが困難又は不可能と認めるときは、詳細に調査をして契約担当者に報告し、その指示を受けなければならない。

(契約図書の不符合等の場合の処置)

第8条 監督職員は、契約図書に明示されていないもの、契約が図書の記録事項に符合しないもの及び記載事項に疑義のあるものについては契約担当者に報告し、その指示を受けなければならない。

(不適格者を発見した場合の処置)

第9条 監督職員は、工事請負人の現場代理人、主任技術者若しくは監理技術者、使用人又は労務者について、工事施行について著しく不適格と認める者がある場合は、その理由及び意見を付して契約担当者に報告しなければならない。

(契約不履行の場合の処置)

第10条 監督職員は、請負人が次の各号の一に該当するときは、速やかに事情を調査して、契約担当者に報告しなければならない。

- (1) 正当な理由がなく着手時期を経過しても工事に着手しないとき、又は工事工程表と対照して工事の進ちよくが著しく遅延したとき。
- (2) 契約担当者の承認を得ないで、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、若しくは請負させたとき。
- (3) 請負人が監督職員の指示に従わないとき。

(工事期間の変動等の場合の処置)

第11条 監督職員は、次の各号の一に該当するときは、事情を契約担当者に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 不可抗力により契約期間内に工事が完成しないと認めるとき。
- (2) 工事を計画どおり進行させることにより、不都合が生ずると認めるとき。
- (3) 工事請負人から、工事期間の変更又は工事中止の願出があつたとき。

(工事用資材の検査)

第12条 監督職員は、契約図書において監督職員の検査を受けて使用すべきものと指定された工事用資材又は検査をする必要があると認められた工事用資材について、使用前に品質、規格及び数量について検査

しなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格と決定した工事用資材は、速やかに現場外に搬出させなければならない。

(限界の認定)

第13条 監督職員は、岩盤切取りその他施行限界の判定をしがたい場合は、契約担当者の指示を受けなければならない。

(事故報告及び臨機の措置)

第14条 監督職員は、工事に関し災害その他の事故が生じたときは、契約担当者に報告し、その指示を受けなければならない。ただし、その指示を受けるいとまがないときは、直ちに臨機の措置をとるとともに、そのてん末を契約担当者に報告しなければならない。

(検査の準備)

第15条 監督職員は、請負人から工事の完成の通知を受けたとき又は工事の出来形部分の確認を求められたときは、遅滞なく工事現場の状況及び完成届等の提出書類を確認し、契約担当者に報告するとともに、山田町町営建設工事検査規程（昭和60年山田町訓令第3号）による工事の検査（以下「工事の検査」という。）を受ける準備をしなければならない。

(手直しの措置)

第16条 監督職員は、工事の検査の結果、手直し等を要するものがあつた場合は、その施行を監督しなければならない。

(監督業務の委託)

第17条 契約担当者は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の15第4項の規定により、職員以外の者に監督を委託する場合には、当該委託者に、監督内容を明確にした記録を提出させなければならない。

(建設関連業務の調査への準用)

第18条 この規程は、建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格等に関する規程（平成23年山田町告示第31号の2）第2条に規定する建設関連業務の委託契約に係る調査に準用することができる。

附 則

この訓令は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第6号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（令和6年8月23日訓令第10号）

この訓令は、令和6年9月1日から施行する。